

労働者派遣事業報告書作成セミナー

広島労働局 需給調整事業課

令和7年5月27日

事業報告書とは

- 根拠条文：労働者派遣法第23条
- 毎年6月中に派遣事業所ごとの業務運営状況を報告するもの
- 取扱実績がなくても提出が必要

提出様式について

➤ 労働者派遣事業報告書（様式第11号）

【注意】

最新様式を使用して提出してください（旧様式では受理できません）

※昨年ご提出いただいた様式と同様です

※令和5年12月に改正された報告様式が最新となります。

■ 令和5年12月改正された内容

改正面	改正箇所	改正内容
第1～2面	「労働者派遣事業の売上高」 及び「請負事業の売上高」欄	第1面の12、13欄から第2面のI (2)、(3)へ変更
第10面	記載要領Iの6及び7	事業所ごとの労働者派遣事業の売上高 を記載すること及び事業所ごとの請負 事業の売上高を記載することを明記

※ 最新様式のダウンロードについては後ほどご案内します。

提出にあたって

提出期間	令和 7 年 6 月 2 日 ～ 6 月 3 0 日
作成単位	事業 所ごと ※ 派遣事業を行う事業所が複数あれば、それぞれの事業所ごとに事業報告書の作成が必要です。
提出先	事業 主 管轄労働局 ※ 複数事業所があればまとめて提出してください。
添付資料	労使協定方式を採用した場合は当該労使協定（写し）等 （労使協定において社内規定等を引用している場合は、その該当部分の写し） ※ 時間外労働・休日労働に関する協定届 （3 6 協定）ではありません。
提出部数	様式第 1 1 号は 3 部 、労使協定書（写し）等は 2 部

様式第11号のダウンロード（1）

厚生労働省

広島労働局

ホーム

本文へ お問い合わせ よくあるご質問 サイトマップ

Google カスタム検索

検索

ニュース&トピックス

各種法令・制度・手続き

事例・統計情報

窓口案内

労働局について

各種法令・制度・手続き ▶ 各種法令・制度・手続きへ

閉じる

▶ 法改正のご案内

▶ 安全衛生関係

▶ 雇用保険関係

▶ 労働者派遣事業関係

▶ 有料無料職業紹介関係

▶ 公益通報者の保護

▶ 労働基準・労働契約関係

▶ 労働保険関係

▶ 職業紹介関係

▶ 職業訓練関係

▶ 個別労働紛争解決制度

▶ 法令・様式集

▶ 賃金関係

▶ 労災保険関係

▶ 雇用環境・均等関係

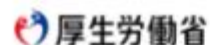
▶ 各種助成金制度

▶ 情報開示請求制度

▶ 公示関係

2

様式第11号のダウンロード（2）



広島労働局

ホーム

本文へ お問い合わせ よくあるご質問 サイトマップ

Google カスタム検索

検索

ニュース&トピックス

各種法令・制度・手続き

事例・統計情報

窓口案内

労働局について

広島労働局 > 各種法令・制度・手続き > 労働者派遣事業関係

労働者派遣事業関係

各種法令・制度・手

労働者派遣事業関係の画面にて
下へスクロールしてください。

広島労働局

◆ [労働者派遣事業関係資料集（広島労働局版）〔PDF:8MB〕](#) ※令和7年4月改定

◆ [労働者派遣事業申請・届出等様式・記載例（広島労働局版）](#)

↳ こちらからも様式のダウンロードが可能です

◆ [労働者派遣事業報告書・記載例（広島労働局版）](#) 令和7年6月提出用

↳ 様式のダウンロードはこちら

◆ [労働者派遣契約書等 各種様式（広島労働局版）](#)

↳ 派遣契約書、就業条件明示書、派遣元管理台帳等の様式はこちら

3

様式第11号のダウンロード（3）

労働者派遣事業報告書・記載例

令和7年6月報告分

（6月2日～6月30日の間にご提出ください）

※令和7年4月～5月中は受理出来ませんので、ご注意ください。

郵送で提出される場合は、返送用の封筒（切手付き）も同封して下さい。

労働者派遣事業報告書（様式第11号）は令和6年度から様式が変わりました。
旧様式では受理出来ません。

	様式	記載例	報告の単位
労働者派遣事業報告書 （様式第11号）	実績なし Excel: 103KB	実績なし PDF: 317KB	事業所ごと
	実績あり Excel: 102KB	実績あり PDF:	
入力補助機能つき（様式第11号）	Excel: 295KB	437KB	

こちらからダウンロードができます。

記載例や入力補助機能付きの様式第11号もダウンロードできます。

様式第11号の構成について

第1～9面を記載、第10～14面は記載要領

➤ 下記2つの内容で事業報告

【第2～6面】

I 「事業年度における運営状況（年度報告）」

【第7～9面】

II 「6月1日現在の状況報告」

ただし、令和7年度は6月2日現在の状況報告
（様式第11号記載要領第14面IIの1参照）

第1面（許可番号等）

様式第11号（第1面）

許可証の左下に記載されています。

（日本産業規格A列4）

許可番号	派34-〇〇〇〇〇〇〇
事業所枝番号	1
許可年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日

更新年月日ではありません。

労働者派遣事業報告書
（年度報告）
（6月1日現在の状況報告）

令和7年 6月 〇〇日

厚生労働大臣 殿

提出者は法人の場合は法人名と代表者の氏名、
個人事業主の場合は代表名を記載

提出者 株式会社 広島労働局
代表取締役 広島 一郎

第1面（1～6欄）

(ふりがな)	かぶしきがいしゃ ひろしまろうどうきょく		
1 氏名又は名称	株式会社 広島労働局		
2 住 所	〒（730-0013） 広島県広島市中区八丁堀5-7 (082) 511-1066		
(ふりがな)	ひろしま いちろう	役 名	
3 代表者の氏名 (法人の場合)	広島 一郎	代表取締役	
(ふりがな)	かぶしきがいしゃ ひろしまろうどうきょく		
4 事業所の名称	株式会社 広島労働局		
5 事業所の住所	〒（730-0013） 広島県広島市中区八丁堀5-7 広島KSビル4階 (082) 511-1066		
6 大企業、中小企業の別	1 大企業	☒ 2 中小企業	

第1～5欄は許可証(登記簿)どおりに記載してください。

許可証どおりにビル名や階数まで記載してください。

第1面（7～12欄）

主たる業種の日本標準産業分類の名称と細分類番号を記載してください。
※総務省のホームページで検索できます。

7 産業分類	名称	受託開発ソフトウェア業		分類番号	3911
8 事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日				
9 民営職業紹介事業との兼業	☒ 1 有 2 無		許可・届出番号	34-ユ-〇〇〇〇〇〇	
10 親会社の名称					
	①労働者派遣事業の許可番号		②		
11 請負事業の実施	☒ 1 有 2 無		うち構内請負の実施	☒ 1 有 2 無	
12 備考	担当者名：広島 一郎 連絡先：082-511-1066				

直前に終了した事業年度（決算期）を記載してください。
※第2面以降で**年度報告の報告対象期間**となります。
次ページ以降も参照ください。

「構内請負」とは
発注者の事業所構内にて生産活動を
請負うことです。

第1面8欄の補足（1）

※ **事業年度終了の日(決算日)**が**月末**である場合は、以下の表のとおり第1面8欄を記載してください。

	第1面8欄の記載 (年度報告の報告対象期間)
6月決算	R5.7.1 ~ R6.6.30
7月決算	R5.8.1 ~ R6.7.31
8月決算	R5.9.1 ~ R6.8.31
9月決算	R5.10.1 ~ R6.9.30
10月決算	R5.11.1 ~ R6.10.31
11月決算	R5.12.1 ~ R6.11.30
12月決算	R6.1.1 ~ R6.12.31
1月決算	R6.2.1 ~ R7.1.31
2月決算	R6.3.1 ~ R7.2.28
3月決算	R6.4.1 ~ R7.3.31
4月決算	R6.5.1 ~ R7.4.30
5月決算	R6.6.1 ~ R7.5.31

第1面8欄の補足（2）

労働者派遣事業を事業年度の途中で開始した場合は、当該事業の開始日（許可日）を事業年度の開始日とします。令和6年6月以降に派遣事業の許可をとった場合は、以下のとおりとなります。

	【許可日】 R6年6月以降 【決算日】 R7年5月31日までに 到来	【許可日】 R6年6月以降 【決算日】 R7年5月31日時点 では 未到来
第1面8に記入する期間	許可日～決算日	許可日（開始日）のみ記載
年度報告の報告対象期間	許可日～決算日	年度報告（第2～6面）の記載は不要

注意

年度報告（第2～6面）の記載は不要ですが、6月2日現在の状況報告（第1、7～9面）の記載は必要です。また、年度報告（第2～6面）の記載は無くても（空白）、提出は必要です。

第2面 (1)

(1)は決算期末日(3月末決算の場合はR7. 3. 31)現在における人数を記載してください。**報告対象期間の累計人数ではありません。**

I 年度報告

(1) 派遣労働者数等雇用実績 (実人数) (報告対象期間末日現在)

	計	通算雇用期間が1年以上の派遣労働者		通算雇用期間が1年未満の派遣労働者	
		うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者
①全労働者	100	—	—	—	—
②派遣労働者総計	40	30	20	10	3
③無期雇用派遣労働者	10	10	10	0	0
④有期雇用派遣労働者	30	20	10	(イ) 10	(ロ) 3
⑤日雇派遣労働者	2	0	0	2	0
⑥登録者 ※	20	—	—	—	—

※登録制度のある事業主のみ

※ 通算雇用期間

派遣元での通算雇用期間

※ 同じ職場に1年以上派遣見込み
報告対象期間末日現在、派遣
先の同じ職場での通算の派遣
契約期間が1年以上見込まれること

《例》3月末決算の場合で、令和7年1月1日に雇用された者を令和7年12月31日まで同じ職場に派遣就業する場合(1年間)

派遣元での通算雇用期間は3か月だが、同じ職場に1年以上の派遣見込みがあるため、(イ)「通算雇用期間が1年未満の派遣労働者」欄と(ロ)「同じ職場に1年以上派遣見込みの者」に計上。

□ = □ の合計

□ = □ の合計

第2面 (2) ~ (5)

I 年度報告

① 派遣労働者数等雇用状況

(2)は労働者派遣事業、(3)は請負事業の売上高を計上します。

事業所単位での売上高を記載してください。

千円、万円単位での記載ではありません。
円単位で記載します。小数点は使用しません。

(2) 労働者派遣事業の売上高

40, 000, 000

※労働者派遣事業を行う事業所ごとの労働者派遣事業の売上高について、決算後の金額を記載

(3) 請負事業の売上高

10, 000, 000

※当該事業所で請負事業を行っている場合の請負事業に係る売上高について、決算後の金額を記載

(4) 海外派遣労働者数 (実人数)

3

(5) 派遣先に関する事項

①派遣先事業所数（実数）

5

報告対象期間内に締結した労働者派遣契約（個別契約）の延べ件数を記載します。

3月末決算であればR6. 4. 1～R7. 3. 31の間に締結した個別契約が対象となり、R7. 4. 1から1年間の派遣契約をR7. 3月中に締結した場合は、「6月を超え12月以下のもの」に計上します。

②労働者派遣契約の期間別件数（延べ件数）

総件数	1日以下のもの	1日を超え7日以下のもの	7日を超え1月以下のもの	1月を超え2月以下のもの	2月を超え3月以下のもの	3月を超え6月以下のもの	6月を超え12月以下のもの	1年を超え3年以下のもの	3年を超えるもの	労働者派遣契約がなかった
50	15	0	5	3	1	1	10	15	0	

派遣実績がない場合は○印を記載します。

第2面 (6) ①

雇入時または作業内容変更時に実施が義務付けられている教育。該当者がいなければ記載は不要です。

(6) 教育訓練（キャリアアップに資するものを除く）の実績

① 労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

		教育の内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号	教育の方法の別 1 座学 2 実技	教育の実施主体の別 1 事業主・ 2 派遣先・ 3 教育機関・4 その他	受講した派遣労働者数	1人当たりの平均実施時間
		教育の内容				
イ	5	腰痛防止教育	1	1	20	1
ロ	6	整理・整頓・清掃・ 清潔訓練	1	2	20	1
ハ	7	危険予測訓練	1	2	20	2

安全衛生法規則第35条第1項第1号から第8号に該当する番号(1～8)を記載します。安全衛生法第59条2項該当は「9」、同条第3項該当は「10」を記載します。

○安衛法第59条1項 則第35条で実施すべきとされている
労働安全衛生教育

- 1号 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 2号 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 3号 作業手順に関すること。
- 4号 作業開始時の点検に関すること。
- 5号 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- 6号 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
- 7号 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
- 8号 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

↓ ↓ ↓ 1号～4号の雇入れ時労働安全衛生教育を省略できない業種 ↓ ↓ ↓

◎ 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業

◎ 製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

○安衛法第59条2項に該当する労働安全衛生教育

- 9 労働者の作業内容を変更したとき

○安衛法第59条3項に該当する労働安全衛生教育

- 10 危険有害業務に関する安全又は衛生のための特別の教育

第2面 (6) ② (7)

② その他の教育訓練 (①及び (11) に係るものを除く)

訓練の内容		訓練の方法の別 1 OJT ・ 2 OFF-JT	訓練の実施主体の別 1 事業主・ 2 派遣先・ 3 訓練機関・ 4 その他	訓練費負担の別 1 無償 (実費負担なし)・2 無償 (実費負担あり)・3 有償	賃金支給の別 1 有給 (無給部分なし)・2 有給 (無給部分あり)・3 無給	1人当たりの平均実施時間
イ	コンプライアンス研修	2	1	1	1	1
ロ						
ハ						

一般教養としての訓練 (安全教育、派遣労働者のキャリアアップに資する訓練以外) を記載します。そのため第2面 (6) ①及び第6面 (11) ③の訓練内容は含めません。

特に実施がなければ記載不要です。

(7) 紹介予定派遣に関する事項

イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数 (人)	ロ 紹介予定派遣により労働者派遣をした労働者数 (人)	ハ 紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数 (人)	ニ 紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用に結びついた労働者数 (人)
5	4	4	2

報告対象期間内に派遣契約を締結したものの、実際に紹介した日が次の事業年度となった場合は、次年度の事業報告に計上してください。

第2面 (8)

(8) 雇用安定措置（法第30条）の実績

期間	対象派遣労働者数	第1号の措置 （派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数	うち、派遣先で雇用された人数	第2号の措置 （新たな派遣先の提供）を講じた人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	第3号の措置 （派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用）を講じた人数	第4号の措置（その他の措置）を講じた人数			第1号から第4号までのいずれの措置も講じなかった人数	備考
							教育訓練（雇用を維持したままのものに限る）	紹介予定派遣（※2）	左記以外のその他の措置		
計	30	4	3	15	5	8	6	2		2	
3年見込み	3	2	2	1		1					
2年半から3年末満見込み	5	1		2	1	1	2			1	
2年から2年半末満見込み	3			2	1	1	1				
1年半から2年末満見込み	5			2		2	1	1		1	
1年から1年半末満見込み	4			2	1	1	1	1			
1年末満見込み（※1）	10	1	1	6	2	2	1				

※1 「1年末満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者（登録中の者を含む）に限る。

※2 （7）欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数（人）」の内数であること。

雇用安定措置について（第2面（8）の補足1）

【雇用安定措置とは】

同一の組織単位に継続して1年以上派遣される見込みがある派遣労働者（**有期雇用**）等に対して、派遣終了後の雇用継続のために、派遣元事業主が講じる措置のこと。

注）雇用安定措置の対象者に「無期雇用派遣労働者」や「60歳以上の派遣労働者」は含まれません。

【措置の内容】

第1号措置：派遣先への直接雇用の依頼

第2号措置：新たな派遣先の提供（合理的なものに限る）

第3号措置：派遣元事業主による無期雇用

第4号措置：その他雇用の安定を図るために必要な措置（有給の教育訓練、紹介予定派遣など）

雇用安定措置の対象者	派遣元事業主の責務の内容
A ：同一の組織単位に継続して 3年間 派遣される見込みがある方（※1）	第1～4号措置のいずれかを講じる 義務（※2）
B ：同一の組織単位に継続して 1年以上3年未満 派遣される見込みがある方（※1）	第1～4号措置のいずれかを講じる 努力義務
C ：（上記以外の方で）派遣元事業主に雇用された期間が通算1年以上の方（※3）	第2～4号措置のいずれかを講じる 努力義務

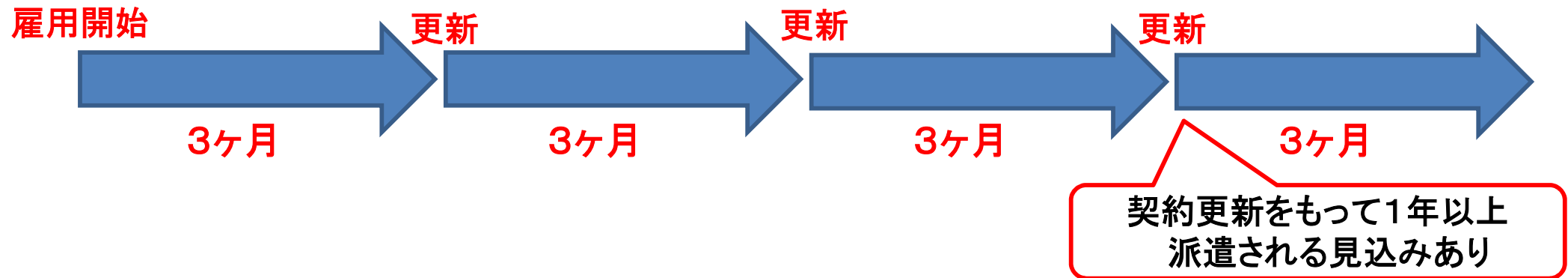
（※1） いずれも、**本人が継続して就業することを希望する場合**に限られます。

（※2） 第1号措置を講じた結果、派遣先での直接雇用に結びつかなかった場合は、第2～4号措置を講じる義務があります。

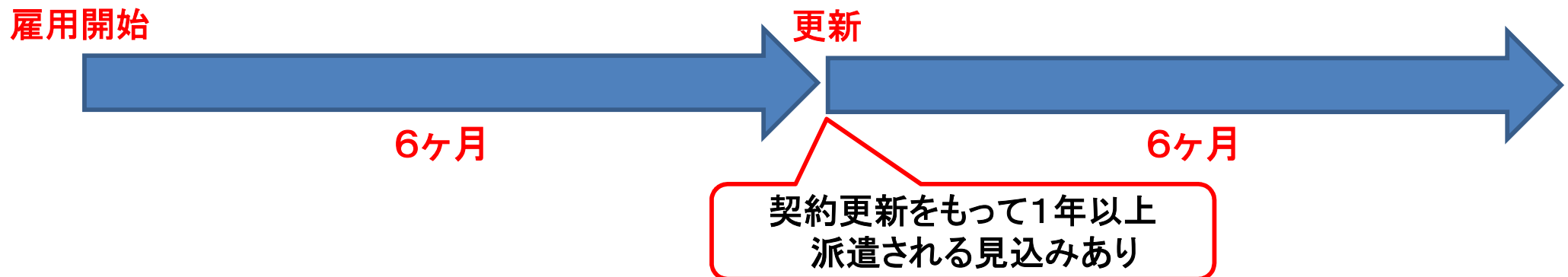
（※3） 現在、いわゆる「登録状態」にある方も、この対象者の中に含まれます。

派遣される見込みとは（第2面（8）の補足2）

例 1：派遣契約期間が3ヶ月（更新あり）の場合



例 2：派遣契約期間が6ヶ月（更新あり）の場合



※ 契約期間という客観的な指標にて「派遣される見込み」を判断します。

第2面（8）その1

- ① 「期間」の区分に応じて報告対象期間内に雇用安定措置を行った延べ人数を記載します。
- * 無期雇用派遣労働者、60歳以上の派遣労働者は雇用安定措置の対象者ではありません。
 - * 対象派遣労働者の合計数は第2面（1）②の派遣労働者総計とは必ずしも一致しません。

（8）雇用安定措置（法第30条）の実績

期間	対象派遣労働者数	（派遣元への直接雇用（依頼）を受けた人数	（派遣元への派遣（依頼）を受けた人数	（派遣元への派遣（依頼）を受けた人数のうち、新たな派遣先で就業した人数	労働者以外の労働者として無期雇用）を講じた人数	教育訓練（雇用を維持したままのものに限る）	紹介予定派遣（※2）	左記以外のその他の措置	第1号から第4号までのいずれの措置も講じなかった人数	備考
計	30								2	
3年見込み	3									
2年半から3年末満見込み	5		2	1	1	2			1	
2年から2年半末満見込み	3		2	1	1	1				
1年半から2年末満見込み	5						1		1	
1年から1年半末満見込み	4						1			
1年末満見込み（※1）	10	1	1	6	2	2	1			

第2面（1）②の派遣労働者総計とは必ずしも一致しません

雇用安定措置を実施した時点での「派遣される見込み」にて判断してください。（P18の雇用安定措置の対象者AまたはBに該当）

欄外 ※1 のとおり（P18の雇用安定措置の対象者Cに該当）

※1 「1年末満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者（登録中の者を含む）に限る。

※2 （7）欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数（人）」の内数であること。

第2面（8）その2

- ② 派遣労働者1人に対し**複数の措置を講じた場合は、措置ごとに人数を計上します。**
その結果、対象派遣労働者数より講じた措置の総計が多くなることはあります。
- ③ 雇用安定措置を講じなかった場合は、必ず「第1号から第4号までのいずれの措置も講じなかった人数」欄に対象派遣労働者数を記載してください。

(8) 雇用安定措置（法第30条）の実績

期間	対象派遣労働者数	第1号の措置 (派遣先への直接雇用の依頼)を講じた人数		第2号の措置 (新たな派遣先の提供)を講じた人数		第3号の措置 (派遣元で派遣)	第4号の措置(その他の措置)を講じた人数		第1号から第4号までのいずれの措置も講じなかった人数	備考
		うち、派遣先で雇用された人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	うち、新たな派遣先で就業した人数					
計	30	4	3	15	5	8	6	2	2	
3年見込み	3	2	2	1		1				
2年半から3年未満見込み	5	1		2	1	1	2		1	
2年から2年半未満見込み	3			2	1	1	1			
1年半から2年未満見込み	5			2		2	1	1	1	
1年から1年半未満見込み	4			2	1	1	1	1		
1年未満見込み(※1)	10	1	1	6	2	2	1			

「3年見込み」は雇用安定措置の法的義務対象者です。

縦列の合計は一致します

※1 「1年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者（登録中の者を含む）に限る。

※2 (7) 欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数(人)」の内数であること。

第3～4面 (9) ①

(9) 派遣料金及び派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）に関する事項

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金（日雇派遣労働者を除く）

「派遣料金」、「派遣労働者の賃金」とともに、その総額を派遣労働者の総労働時間で除して8時間に乗じた額を記載します。

派遣労働者の賃金は労働の対価として支払われた全ての賃金（諸手当、賞与など）を含めて計算します。

	派遣料金（1日（8時間当たり）の額）			派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）				
	(イ) 派遣労働者平均	(ロ) 無期雇用派遣労働者	(ハ) 有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均 01～99の合計額／記載業務の合計数	17,500	23,000	17,333	12,000	15,000	15,000	12,667	12,667
(省略)								
10 情報処理・通信技術者	27,000	32,000	23,000					
(省略)								
25 一般事務従事者	12,000		12,000					
26 会計事務従事者	17,000		17,000					
27 生産関連事務従事者								
28 営業・販売事務従事者	14,000	14,000		8,000	8,000	8,000		

②業務別に記載が終わったら、最後に全業務平均欄を記載します。全業務平均欄は、縦列の金額の単純平均（小数点以下四捨五入）を記載することとなります。

(例) 派遣料金

(イ) 派遣労働者平均 $17,500 = (27,000 + 12,000 + 17,000 + 14,000) \div 4$

(ロ) 無期雇用派遣労働者 $23,000 = (32,000 + 14,000) \div 2$

(ハ) 有期雇用派遣労働者 $17,333 = (23,000 + 12,000 + 17,000) \div 3$

①まずは業務別に派遣料金と賃金を記載します。複数の業務に派遣されている場合には、主たる業務にのみ記載してください。

第4面 (9) ①

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金（日雇派遣労働者を除く）（続）

	派遣料金（1日（8時間当たり）の額）			派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）				
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
32 商品販売従事者								
33 販売類似職業従事者								
(省略)								
65 建設躯体工事従事者		—	—	—	—	—	—	—
66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）								
67 電気工事従事者								
68 土木作業従事者	—	—	—	—	—	—	—	—
(省略)								
73 その他の運搬・清掃・包装等従事者								
99 分類不能の職業								

一部派遣禁止業務が含まれていることに留意してください。

「99 分類不能の職業」の場合、派遣業務内容を余白に記載してください。

第5面 (9) ②

② 日雇派遣労働者の業務別派遣料金及び賃金

	日雇派遣労働者の派遣料金 (1日(8時間当たり)の額)	日雇派遣労働者の賃金 (1日(8時間当たり)の額)	
		日雇派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均	30,000	18,000	19,000
4-1 情報処理システム開発	32,000	22,000	22,000
4-2 機械設計			
4-3 事務用機器操作	24,000	17,000	
4-4 通訳、翻訳、速記			
4-5 秘書			
4-6 ファイリング			
4-7 調査			
4-8 財務			
4-9 貿易			
4-10 デモンストレーション			
4-11 添乗			
4-12 受付・案内			
4-13 研究開発			
4-14 事業の実施体制の企画、立案			
4-15 書籍等の制作・編集			
4-16 広告デザイン			
4-17 OAインストラクション			
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業			
4-19 看護業務			

②労働者派遣法施行令4条に該当する業務の記載が終わったら、全業務平均欄を記載します。

全業務平均欄には、労働者派遣法施行令4条に該当する業務だけではなく、**全ての**日雇派遣労働の平均を記載します。

そのため、労働者派遣法施行令4条に該当する業務への日雇派遣が無ければ、全業務平均のみ記載することとなります。

第5面(9)①のように縦列の平均とならない場合があることに注意してください。

①青色部分に、労働者派遣法施行令第4条に該当する業務ごとの日雇派遣労働者の派遣料金と賃金を記載します。

労働者派遣法施行令4条の19業務

第5面 (10)

(10) マージン率等の情報提供の状況

提供方法	該当する各欄に「○」を記載
インターネット	○
書類の備付け	
その他 ()	○

その他の場合は「提供方法」を記載してください。

提供方法は**複数選択可能**です。

マージン率等(※)については、原則として、**インターネットの利用による情報提供が必要**となります。
(労働者派遣法施行規則第18条の2第1項、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針第2の16 参照)

(※)事業所毎の派遣労働者数、派遣先数、マージン率(派遣料金の平均額・派遣労働者の賃金の平均額)、教育訓練、労使協定の締結の有無(労使協定の範囲、有効期間)

(注)下線部はこれまでも情報提供の対象項目ですが、新たにインターネットによる情報提供が必要となる項目です。

「人材サービス総合サイト(厚生労働省運営)」による情報提供(無料)も可能です。

第6面 (11) ①、②

(11) キャリアアップ措置の実績

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者 との兼任状況	キャリアコンサルティングに 関する職務経験・知見のある者	
					職務経験あり	知見あり
計	1	1		1	1	
キャリアコンサルタント	0	0		—	—	—
上記以外の担当者	1	1		—	1	
営業職	0	0		—	0	
その他	1	1		—	1	

「キャリアコンサルタント以外の担当者」については、必ず「職務経験あり」か「知見あり」のいずれかに記載してください。

「職務経験あり」

- ・人事部門で3年以上の経験がある者
- ・過去にキャリアコンサルティングの経験がある者

「知見あり」

- ・過去にキャリアコンサルティング等についての職務経験はないが、その知識を有するもの

② キャリアコンサルティングの実施状況

全派遣労働者数			実施を希望した者の人数			実施した者の人数		
計	うち無期 派遣労働 者	うち有期 派遣労働 者	計	うち無期 派遣労働 者	うち有期 派遣労働 者	計	うち無期 派遣労働 者	うち有期 派遣労働 者
40	10	30	30	5	25	25	5	20

報告対象期間中の派遣労働者の人数

全派遣労働者 ≥ 実施を希望した者の人数 ≥ 実施した人数

第6面 (11) ③上段

1、2、3 いずれかに○

その番号ごとに報告書(第6面)を別葉で作成してください。

※該当のない番号の報告書(第6面)は不要です。

③ キャリアアップに資する教育訓練(1 フルタイム(1年以上雇用見込み)、2 短時間勤務(1年以上雇用見込み)、3 1年未満雇用見込み)

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間(複数回実施の場合は、その合計))				訓練の方法の別 1 計画的なOJT 2 OFF-JT 3 OJT (計画的なものの以外)	訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	訓練費負担の別 1 無償 (実費負担なし) 2 無償 (実費負担あり) 3 有償	賃金支給の別 1 有給 (無給部分なし) 2 有給 (無給部分あり) 3 無給
	(上段) 種別 (1 雇入時・2 派遣中・3 待機中・4 入社○年目・5 長期的なキャリア形成を念頭に置いた内容の教育訓練の対象となる無期雇用派遣労働者・6 その他)				(下段) 受講者の実人数 (各年に同一の訓練を複数回受講した者は、重複計上しないこと)							
	(下段) 対象となる派遣労働者数											
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降				
イ 入職時等基礎的訓練												
(イ) 新規採用者訓練	1				40				1	1	1	1
	10				10				備考			
(ロ)												
ロ 機能別訓練												

上段：訓練種別(雇入時)
下段：対象の派遣労働者数(10人)

上段：実施時間の総計(40時間=4時間×10人)
下段：受講者の実人数(10人)

上段：訓練種別(雇入時)
下段：対象の派遣労働者数(10人)

上段：実施時間の総計(40時間=4時間×10人)
下段：受講者の実人数(10人)

第6面 (11) ③下段

「厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練」とは下記内容全てを満たしたものです。

- ・訓練の方法の別 ⇒ 「1 計画的なOJT」または「2 OFF-JT」
- ・訓練費負担の別 ⇒ 「1 無償(実費負担無し)」
- ・賃金支給の別 ⇒ 「1 有給(無給部分なし)」

訓練の方法の別	訓練の実施主体の別	訓練費負担の別	賃金支給の別
1 計画的なOJT 2 OFF-JT 3 OJT (計画的なものの以外)	1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	1 無償 (実費負担なし) 2 無償 (実費負担あり) 3 有償	1 有給 (無給部分なし) 2 有給 (無給部分あり) 3 無給

1	3	1	1
---	---	---	---

備考

1～3年目の数字で計算します。(4年目は含めません。)

(ロ)									
1～3年目の数字で計算します。(4年目は含めません。)									
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計 (a)	105	105	55	50	1～3年目のaの合計 (c)	265			
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数 (b)	10	10	5	5	1～3年目のbの合計 (d)	25			
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (a ÷ b)	10	10	11	10	1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (c ÷ d)	10			
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額 (1人1時間当たり平均)						1,500			

教育訓練時に支払った賃金の平均額を記載します。

第7面～8面 ①と②

様式第11号（第7面）

Ⅱ 6月1日現在の状況報告

令和7年度は6月2日現在の状況報告となります。

実際に6月2日に派遣した労働者の実人数を記載します。

※当日派遣していない者（有給休暇を含む）は除きます。

※対象者がいる場合は、「協定対象派遣労働者」の実人数も記載します。

1 派遣労働者の実人数

① 派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数

派遣労働者計 (a)=(b)+(c)+(d)+(e)	うち、通算雇用期間が1年以上の派遣労働者				うち、通算雇用期間が1年未満の派遣労働者			
	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者		無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者
42 (a)	25 (b)	25	9 (c)	9	2 (d)	2	6 (e)	1

② 業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）

一人で複数の業務に派遣される場合は、主たる業務で記載してください。

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
			協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者
01 管理的公務員					
(省略)					
10 情報処理・通信技術者	20	20	20		
(省略)					
25 一般事務従事者	10	2	2	8	8
26 会計事務従事者	2	0	0	2	2
(省略)					
52・53 製品製造・加工処理従事者	10	5	5	5	

協定対象派遣労働者がいない場合（派遣先均等均衡方式のみ採用している場合は、記載不要です。

第8面1③

② 業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（続）

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
			協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者
(省略)					
07・08 製造技術者					
(省略)					
52・53 製品製造・加工処理従事者	10	5	5	5	
54 機械組立従事者					
55 機械整備・修理従事者					
(省略)					
99 分類不能の職業					

③ 特定製造業務従事者の実人数（①の内数）

特定製造業従事者 計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者
8	4	4	4	

事業所ごとに特定製造業務への労働者派遣の届出が必要です。届出がなければ「物の製造の業務」への派遣はできません。

④ 期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）

	計	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
法第40条の2第1項第2号(高齢者)	2		2
法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)			
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)			
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替)			
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替)			

第9面 1⑤～⑦

様式第11号（第9面）

実際に6月2日に派遣した日雇労働者の実人数を記載します。

※当日派遣していない者は除きます。

※対象者がいる場合は、「協定対象派遣労働者」の実人数も記載します。

⑤ 日雇派遣労働者の実人数

日雇派遣労働者 計	i～ivに該当しない者		i 高齢者		ii 昼間学生		iii 副業として従事する者		iv 主たる生計者でない者	
		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者
5	3	1			2	0				

⑥ 特定製造業務従事者である日雇派遣労働者の実人数 ⑤ i～ivの合計の内数)

日雇派遣労働者	
	協定対象派遣労働者

⑦ 日雇派遣労働者の業務別実人数（⑤の内数）

	日雇派遣労働者	
		協定対象派遣労働者
4-1 情報処理システム開発	2	1
(省略)		
4-12 受付・案内	1	
4-13 研究開発		

第9面⑤の人数のうち、「i～ivに該当しない者」欄に計上した日雇派遣労働者は、必ず第9面⑦のいずれかの業務に該当します。

一人で複数の業務に派遣される場合は、**主たる業務**で記載してください。

協定対象派遣労働者がいない場合（派遣先均等均衡方式のみ採用している場合は、記載不要です。

第9面2、3

⑧ 日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる業務における派遣労働者の実人数（⑤の内数）

法第40条の2第1項第3号イ（有期プロジェクト業務）	
法第40条の2第1項第3号ロ（日数限定業務）	
法第40条の2第1項第4号（育児休業等取得者の代替業務）	
法第40条の2第1項第5号（介護休業取得者の代替業務）	

6月2日現在の登録者数

（6月2日当日に派遣されている者を含み、1年以内に派遣されたことがない者を除く）

2 過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者（雇用されている者を含む。）の数

3 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況

6月2日の派遣労働者（第7面①の人数）についての加入状況

	雇用見込みが1年以上の労働者		雇用見込みが1年未満の労働者	
	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
雇用保険	27	14	—	1
健康保険	27	14	—	1
厚生年金保険	27	14	—	1

第7面①「通算雇用期間1年未満の無期雇用派遣労働者」は、「雇用見込みが1年以上の労働者」の「無期雇用派遣労働者」に人数を含めてください。

労働者派遣事業報告書（別添様式）

別添様式

労働者派遣法第30条の4第1項の協定（※）を締結していますか。

どちらかを☑してください。

☐ 締結している

事業報告書に労使協定を2部添付してください。

☐ 締結していない

労働者派遣の実績がある場合には、「派遣先均等・均衡方式」によって派遣労働者の待遇を決定しているか、再確認をお願いします。

※労働者派遣法第30条の4第1項の協定

同一労働同一賃金の実現に向けた「不合理な待遇差をなくすための規定を整備するために締結する」労使協定のことです。

事業所名

以下の場合には、
☐ 締結していない に ☒ を入れてください。

- 派遣先均等・均衡方式を採用している。
- 派遣の実績がない（労使協定を締結していない）
- 労使協定の有効期間が終了している
（例）令和6年4月1日～令和7年3月31日

ご協力いただきたいこと

- 提出期限の厳守(5月中の受理はできません)。
- 郵送の場合は返信用封筒(切手貼付)を同封してください。
- 様式第11号は両面印刷をお願いします。
また、記載要領(第10～14面)は提出不要です。
- 事業主控えの返送にはお時間をいただくことがあります。
- 記載内容について電話でお問い合わせすることがあります。
お手元にも一部保管をお願いします。